請 願 文 書 表

令 和 ４ 年 第 ４ 回

熊 谷 市 議 会 定 例 会

目　　次

請願第　３号　「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を延期するよう求める意見書」の提出を求める請願
・・・

請願第３号　　令和４年１１月２４日受理

件　　名　「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を延期するよう求める意見書」の提出を求める請願

請　願　者　熊谷市広瀬４１２－４
埼玉土建熊谷支部
支部長　伊藤　計　外１名

紹 介 議 員　大山美智子、白根佳典、石川広己

要　　旨　別紙のとおり

付託委員会　環境産業常任委員会

【件　　名】

「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を延期するよう求める意見書」の提出を求める請願

【請願趣旨】

新型コロナウイルス危機やロシアによるウクライナ侵攻の影響で原材料高騰に加え、３２年ぶりとなる円安で景気回復が見通せない中、２０２３年１０月からの適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に向けて、２０２１年１０月１日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税率１０％への引上げと同時に導入された軽減税率によって小規模事業者の事務負担は増大しました。さらに、インボイス制度が実施されれば、課税売上が１，０００万円以下の免税業者であっても取引先との関係でインボイス発行事業者の登録をしなければなりません。

また、課税業者であっても事業者間の商取引に当たり、信用や技術よりもインボイスが発行できるか否かが決め手となり、税法上の問題で人手や技術の確保ができなくなる事態になりかねません。

熊谷市においても全事業者数８，１４０人のうち半数以上に当たる４，６５３人が家族経営の個人事業主と思われます。地域経済を支える小規模事業者やフリーランスに至るまで、全ての事業者に影響があるインボイス制度は、一旦導入を延期することが必要です。

【請願事項】

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施を延期するよう求める意見書を国に提出していただくこと。

以上、地方自治法第１２４条の規定により請願いたします。